

大洲市再生可能エネルギー発電設備設置実現可能性調査業務仕様書

1 委託業務名

大洲市再生可能エネルギー発電設備設置実現可能性調査業務

2 事業の目的

大洲市は、エネルギーの構造高度化に向け新たな産業分野の開拓、エネルギー学習等の推進、エネルギーに関する市民の理解促進と地域振興、防災市民の安全・安心に繋げることを目指し、市の再エネ普及・活用施策の基本方針と取り纏めた「大洲市エネルギービジョン」を令和5年度に策定した。

このビジョンに基づき、地域課題を解決するための再生可能エネルギーの導入を行うため、下記にて定める項目について実現可能性調査を行い、次年度以降の再生可能エネルギー発電設備の設置に向け推進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和7年3月10日まで

4 業務内容

(1) 地産地消木質バイオマスの拡大に係る実現可能性調査

林業の担い手不足等により、木材の切り出し量が減少している。そのようななかで、公共施設等へペレットボイラー等の小規模バイオマス活用を拡大し、市内の木質バイオマスの販路拡大を図ることで、林業活性化を目指すと共に、農業や観光業の経営改善、高付加価値化を目指すため、木質バイオマスの拡大に係る実現可能性調査を実施すること。

- a) 事業構想の検討、課題整理
- b) ステークホルダーとの合意形成及び供給先の調査・協議
- c) 木材の安定供給体制の協議・検討
- d) 小規模バイオマス活用設備の規模の設定
- e) 事業採算性の検討
- f) 関係各所との協議支援

(2) 肱川を活用した小水力発電設備導入に係る実現可能性調査

大洲市内を流れる肱川は支流数が全国第5位を誇る一級河川であり、肱川を活用した小水力発電を導入すれば大洲市の再エネ導入の取組のシンボルになる。よって、大洲市のシンボルである肱川のポテンシャルを活用できることや、肱川のイメージアップを図れるといった地域の課題・ニーズの解決が期待されるため、「肱川を活用した小水力発電設備導入について実現可能性調査を行うこと。

- a)設備導入目的の明確化
- b)地点選定・エネルギー需要調査
- c)許可申請に係る事前調査・関係者協議
- d)環境への影響調査
- e)施設規模の設定
- f)地点開発可能性調査
- g)事業採算性の検討

(3) 肱南地区の再エネを活用した観光振興及びレジリエンス向上に係る実現可能性調査を行うこと。

- a)大洲城再エネ化率100%の実現手法の検討
- b)観光・滞在施設の創エネ・省エネの検討
 - ・肱南地区の観光施設への再エネ供給方法・調達方法の検討
 - ・省エネ施策の推進検討
 - ・再エネ設備の事業採算性の検討
- c)市役所周辺マイクログリッド化・再エネ化の検討
 - ・市役所周辺の公共施設群のマイクログリッド化の構築
 - ・太陽光発電設備や蓄電池等の導入設備の容量調査・検討
- d)エネルギーマネジメント概略検討
 - ・肱南地区全体のエネルギーマネジメントの方策概略検討

(4) 推進委員会・庁内プロジェクト会議の運営支援及び会議への出席

- a)推進委員会は5回程度開催
- b)庁内プロジェクト会議は3回程度開催

(5) 業務実施報告書の作成

上記検討結果を報告書としてとりまとめること。

(6) 業務進捗打ち合わせ会議

本業務における主要な協議・打合せ協議は、業務着手時、中間3回、業務完了時の計5回に加え、適宜Web会議システム等を活用した進捗打ち合わせ会を行い、業務の進捗及び連携を密にとること。

5 成果品

受注者は次の成果品を納品すること。
成果品の納期は次のとおりとする。（詳細は、契約時に市と受託者との協議のうえ決定する。）

成果品	部数
(1) 地産地消木質バイオマスの拡大に係る実現可能性調査報告書	A 4 版 2 部
(2) 肱川を活用した小水力発電設備導入に係る実現可能性調査報告書	
(3) 肱南地区の再エネを活用した観光振興及びレジリエンス向上に係る実現可能性調査報告書	
(4) 業務実施報告書	A 4 版 2 部
(5) 上記の電子データ	一式

6 検査等

本業務は、受注者が成果品を作成及び納品し、本市の検査合格後に完了するものとする。

また、本業務完了後において、受注者の責任に帰すべき理由による業務上の瑕疵が発見された場合は、受注者は、本市の指示に従い必要な訂正、補足等の措置を速やかに行うこと。

7 支払い条件

業務完了後に一括で支払う予定のため、十分に余裕をもった資金計画を立てること。

8 留意事項

- ・国の動向等、情勢の変化により本仕様書に明記されていない業務が必要であると判断された場合にも、可能な限り柔軟に対応すること。
- ・本業務遂行中に受注者が第三者に損害を与えた場合には、速やかに本市に連絡すること。またその場合の損害賠償責任は受注者が行うこと。
- ・本業務により知り得た内容及び結果を本業務の目的以外に使用し又は第三者に漏らしてはならない。
- ・本業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託予定者の会社概要、再委託の業務内容及び業務管理体制等を記載した書面を本市に提出し、承認を得ること。
- ・本仕様書に定めのない事項において疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- ・本業務において作成された成果品その他の一切の著作権は本市に帰属するものとし、本市の許可なく使用、流用してはならない。